

各 位

西宮労働基準協会

テールゲートリフター特別教育（学科のみ）開催のご案内

労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第33号)及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件(令和5年厚生労働省告示第104号)が、3月28日(火)に公布されました。その中で貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作の業務が、労働安全衛生法第59条第3項に基づく特別教育の対象となります。令和6年2月1日以降は、特別教育を受けた者でなければ、テールゲートリフターを使用した荷役作業を行うことができなくなります。

つきましては、下記要領でテールゲートリフター特別教育を開催いたしますので、多数受講されますよう、ご案内いたします。

なお、当協会では学科教育(4時間)を実施し、各事業場において日常使用している機種で実技教育(2時間)を実施していただきます。実技教育のポイントにつきましては、本講習会の中でご説明いたします。

記

- *日 時 令和5年12月22日(金) 9時30分～15時20分
- *会 場 西宮市立勤労会館第8会議室 西宮市松原町2-37
(会場への来場は、公共交通機関をご利用ください。)
- *受 講 料 会員 計 8,910円 受講料 7,920円(税込)テキスト代 990円(税込)
非会員計 11,110円 受講料 10,120円(税込)テキスト代 990円(税込)
- *定 員 50名

*カリキュラム

時 間 割	科 目・内 容
9:30～9:40	受付 開講挨拶
9:40～11:10	テールゲートリフターに関する知識
11:10～11:20	休憩
11:20～11:50	テールゲートリフターによる作業に関する知識
11:50～12:40	昼休憩
12:40～14:10	テールゲートリフターによる作業に関する知識
14:10～14:20	休憩
14:20～14:50	関係法令
14:50～15:20	実技の説明

- *問 合 先 西宮労働基準協会 〒662-0911 西宮市池田町3-12
TEL : 0798-33-4939 FAX : 0798-33-2298

- *申 込 方 法 下記WEBよりお申込みください。

URL <https://www.nishiroukyo.jp>